

京都大学人間・環境学研究科総合人間学部図書館 環 on 利用規則

(平成 20 年 4 月 17 日研究科教授会決定)

(目的)

第1条 人間・環境学研究科総合人間学部図書館に、創造と学習を育む滞在型の図書館として、環 on (わおん)(以下「環 on」という。)を置く。

(利用者)

第2条 環 on を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の大学院学生
- (3) 本学の学部学生
- (4) 前 3 号以外の者で、大学院人間・環境学研究科の教職員、大学院学生又は総合人間学部の学生と共同で利用する者
- (5) その他、大学院人間・環境学研究科長(以下「研究科長」という。)の許可を受けた者

(利用制限)

第3条 大学院人間・環境学研究科又は総合人間学部における学習、教育又は研究に支障をきたすおそれがあるときは、環 on の利用を制限することがある。

(開室時間)

第4条 開室時間は、平日午前 9 時から午後 5 時とする。ただし、必要に応じて変更することがある。

(休室日)

第5条 休室日は次の通りとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 本学創立記念日(6月 18 日)
- (4) 冬季休業期間
- (5) 卒業式の翌日から 4 月 3 日まで
- (6) 8 月 11 日から 8 月 20 日まで

2 前項の規定に関わらず、研究科長が特に必要と認めたときは、臨時に休室又は開室することがある。

(グループ学習室)

第6条 環 on 内にグループで学習、討論できるグループ学習室を置く。

(グループ学習室の利用)

第7条 グループ学習室を利用することができる者は、大学院人間・環境学研究科の

教職員、大学院学生又は総合人間学部の学生に限る。

- 2 グループ学習室の利用を希望する者は、本学の学生証、在学証明書、職員証又は附属図書館が発行する図書館利用証を担当職員に提示し、事前に所定の手続きを経なければならない。
- 3 使用時間を遵守すること。
- 4 長時間部屋を空ける場合は、利用を終了すること。
- 5 利用終了後は、現状に復した上で、担当職員に通知しなければならない。

(設備の毀損等)

第8条 利用者は、環 on 内の機器・設備等を紛失、汚損、毀損したときは、速やかに届け出て、これを弁償しなければならない。

(利用停止)

第9条 この規則に違反した者に対しては、利用を停止又は禁止する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、その他必要な事項は、図書委員会が定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 17 日から施行する。